

建設工事の中間前金払制度

中間前金払制度 工事半ばで一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証（ 1 ）を条件に、請負金額の 20% を支払う前払金制度

1 西日本建設業保証株式会社による、前払金保証

1 中間前金払の対象工事

請負金額 200 万円以上の工事

当初の前払金（40%以内）がなされている

契約時に契約書中特記事項において、中間前金払を選択している（ 2 ）

以上 ~ を全て満たす工事が対象となります。

2 契約時に中間前金払か部分払かのどちらかを選択していただく必要がありますが、どちらを選択しようとも、（中間前金払もしくは部分払を）申請をするかどうかは自由です。

2 中間前金払の申請要件

工期の 2 分の 1 を経過していること。

工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。

工事の進捗額が請負金額の 2 分の 1 以上となっていること。

以上 ~ を全て満たす場合に、中間前金払を申請できます。

3 中間前金払の事務手続きの流れ

